

支部学術集会 優秀演題賞選出細則

(目的)

第1条 日本集中治療医学会支部学術集会にそれぞれ優秀演題賞（最優秀演題賞、奨励賞）を設け、集中治療医学の発展に寄与することを目的とする。

(対象)

第2条 筆頭演者が日本集中治療医学会会員である本会支部学術集会における一般演題を対象とする。ただし、学生・研修医はこの限りではない。

- 2 各支部学術集会において最優秀演題賞1題、奨励賞は3題を目途に授与できる。ただし、一般演題数が50演題を超えた場合、およそ20演題毎に1題ずつ奨励賞を追加することができる。
- 3 前年度最優秀演題賞受賞者は対象外とする。

(選考)

第3条 支部学術集会会長が推薦する演題（最大10題）の中から、複数の支部運営委員からなる選考委員会で評価し決定する。

- 2 評価項目は抄録内容、発表内容ならびに質疑応答からなる。
- 3 選考委員が候補演題の筆頭あるいは共同演者の場合、選考に参加できない。

(授賞)

第4条 賞状ならびに賞金は当該支部学術集会会長より授与する。

- 2 賞金額は最優秀演題賞5万円、奨励賞3万円とする。
- 3 各支部の最優秀演題賞受賞演題は、次年度の年次学術集会で開催される“集中治療甲子園”（各支部の最優秀演題を集めたセッション）の演題として推薦する。

(改定)

第5条 本細則は支部あり方検討委員会の発議により理事会で審議、承認の上で改定できる。

(附則)

本賞は2016年12月31日に解散した日本集中治療医学会、7地方会（北海道、東北、関東甲信越、東海北陸、近畿、中国・四国、九州）繰越金を基金に設立された。

この内規は、2017年1月1日から施行する。

この改定は、2019年2月28日から施行する。

この改定は、2021年2月11日から施行する。

この改定は、2022年10月28日から施行する。

この改定は、2024年2月9日から施行する。

この改定は、2024年10月2日から施行する。

この改定は、2024年12月20日から施行する。

この改定は、2025年6月25日から施行する。